危険物等海上運送基準検討会 第3回個品危険物査定検討WG 議事要旨

1. 日時: 平成25年9月9日(月)13:30~15:00

2. 場所: 中央合同庁舎2号館15階会議室

3. 出席者:

(委員) 新井委員、太田委員、松木委員、濵田委員

(事務局) 検査測度課 渡田、神谷、木川

(オブザーバー) 海上技術安全研究所 近内氏

4. 議事概要

- (1) 第2回個品危険物査定検討WGの議事要旨について確認が行われ、現行規定の記載方法について指摘があり、修正後再度確認されることとなった。(資料WG3-1)
- (2) 液体酸素の甲板下積載は禁止されているが、危険物船舶運送及び貯蔵規則第390条の2の規定に基づき、追加の安全措置をとることにより地方運輸局長の許可を得て、甲板下積載することが可能である。しかしながら、船舶の設備や航路等、個別のケースにより事情が異なることから、追加の安全措置については都度個別に判断されることとなっている。(一部の検討済みの危険物については、通達により追加の安全措置を示している。) 今次WGでは、液体酸素(液体酸素タンクローリー)のRo-Ro貨物船の甲板下への積載方法について検討が行われた。
 - ◆ 事務局より、甲板下への積載が禁止されている液体酸素タンクローリーを Ro-Ro 貨物船 「みさき」により鹿児島から奄美大島、徳之島及び沖永良部島へ運送することについて、 経緯、現行の規定、現在の状況、事前に行われた現地調査の結果等についての説明が行われた。(資料 WG3-2)
 - ◆ 海上技術安全研究所の近内様より、現地調査について補足説明が行われた。
 - タンクローリーの運行者により日常点検が実施されていること。具体的には出庫時、 酸素の移送作業を実施したとき、及び、帰庫時に外観検査、圧力及び液面等について チェックリストを用いて確認されていること。
 - ▶ 運送の頻度は、月に3~4回の運送が見込まれていること。
 - ◆ 事務局より、同研究所の事前調査結果等を踏まえた、追加の安全対策について提案がされた。(資料 WG3-2 p.30)

(3) 質疑及び審議概要

- ◆ 濵田委員より、旅客の搭載禁止について質問があり、トラック等の運転手は「旅客」とされるが、貨物付添人(貨物付添人である運転手を含む)は「旅客」では無く「その他の乗船者」と区分けされることが確認された。関連して、太田委員より、「みさき」に積載される乗用車は商品としての乗用車であり、運転者はいないことが紹介された。
- ◆ 濵田委員より、安全対策のうち、車両甲板の可燃物を排除することについて、トラック等を同時積載するということは、(タイヤ等を含め) そのトラックそのもの、また貨物や油等も可燃物になるとの指摘があり、対象とする「可燃物」を明確にすることとした。
- ◆ 松木委員よりタンクの圧力について確認があり、タンクは完全には断熱されておらず、入 熱により温度と圧力が上がること、逆にガス(液化ガス)の放出によって圧力と温度が下 がることが確認された。
- ◆ 濵田委員より、複数港揚げの場合の運用について質問があり、後日調査し報告されること

となった。

- ◆ 松木委員より添付の安全データシート (SDS) の書式が古いとの指摘があった。
- ◆ 事務局より実際の運用に当たっては、当面の間は、鹿児島積み込み時にマニュアル通りに 行われているか立ち入りによりチェックすることが説明された。

(4) 審議結果

- ◆ 以下の3点について、修正又は調査を前提に、WGは本件について了承した。
 - ① 危険物取扱マニュアルに添付する SDS は最新版のものとすること。
 - ② 危険物取扱マニュアルに規定する「車両甲板の可燃物を排除する」は「車両甲板の車両以外の可燃物を排除する」に修正すること。
 - ③ タンク自動車による輸送が複数の島向けに行われる場合、本船は当該自動車がその島での荷役を待って出港するのか又は一旦卸し、次の航海でピックアップするのか明確にすること。
- ◆ また、該当のタンクローリーと同一甲板上に積載できる自動車はチェーンによるラッシン グが可能であるものに限定されることが確認された。

(以上)